

## 資料1 「情報開示の標準化」の位置付けの整理

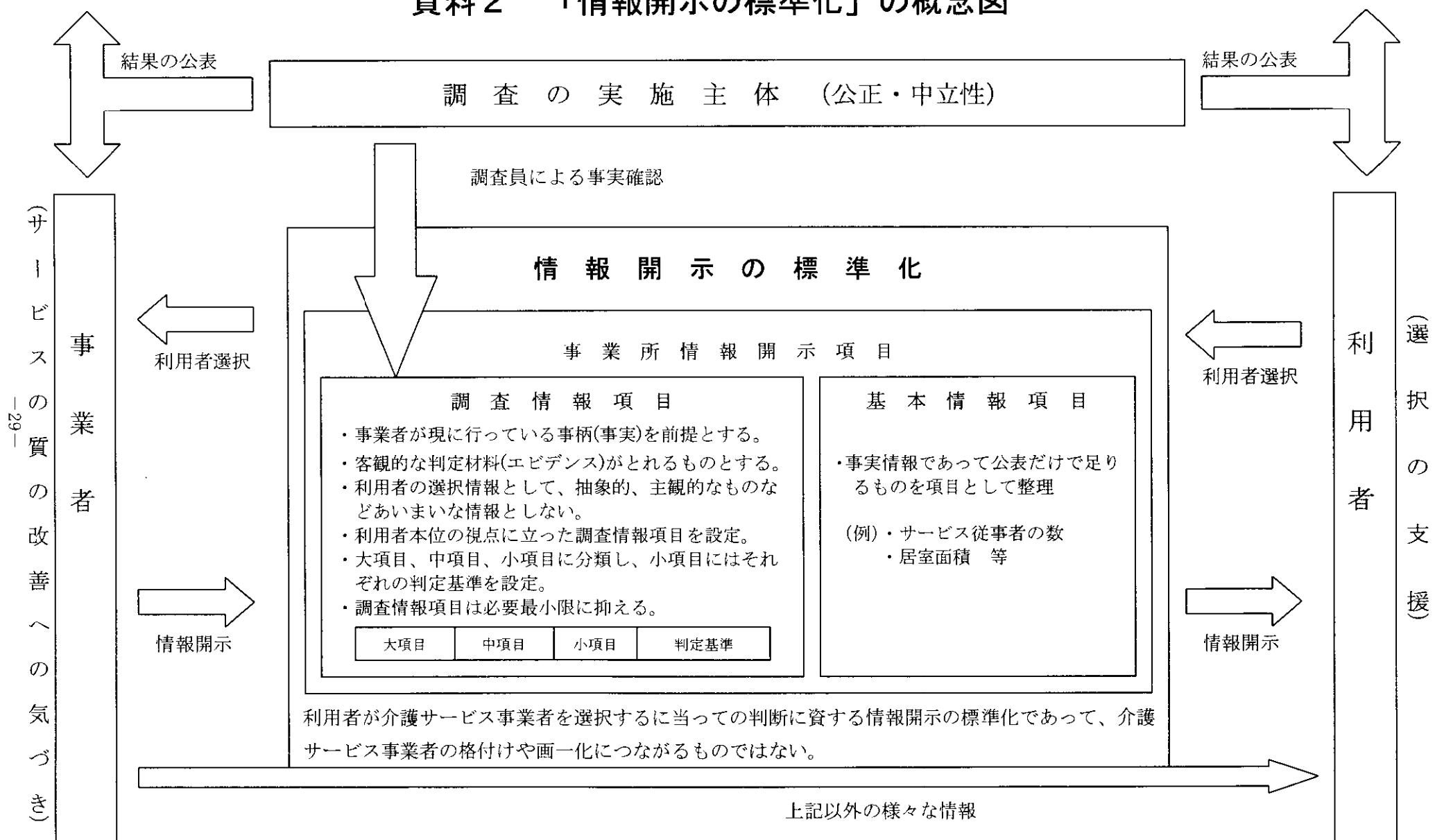
任 意	<p><b>第三者評価</b> (これまでの評価スキーム)</p> <p>評価者が一定の基準に基づいて、介護サービス事業者の<u>基準の達成度合を評価する。</u></p> <p>評価情報の一義的な受益者 ：介護サービス事業者 (注2)</p> <p>※情報の公表は介護サービス事業者の任意</p>			
	例	厚生労働省 福祉サービスの 第三者評価事業 (社会・援護局)	都道府県・市区町村 第三者評価の取組	業界団体等 ・全国老人保健施設協会評価 ・全国有料老人ホーム協会評価 ・医療機能評価

新たな制度的な枠組みの構築 	<p><b>情報開示の標準化</b> (注1) (介護保険サービスの質の評価)</p> <p>全ての事業所を対象として、利用者の事業者選択に資する情報を確認し、その結果の全てを開示する。</p> <p>事実情報の一義的な受益者：利 用 者 (注2)</p> <p>※確認した情報は全て公表する</p>			
	目的	概 念	手法及び具体的な制度例	
全 て の 事 業 者 (実稼動)	利用者による介護サービス提供事業者の適切な選択に資する情報提供及び介護サービス全体の質の向上を図る  「介護保険サービスの質の評価に関する調査研究事業」事業概要より	利用者による事業者の選択（自己決定）を現実のサービス利用において保障するための制度的枠組みとして、 <u>利用者の判断に資する情報について第三者が客観的事実に基づき調査し、その結果を開示する。</u> （介護サービス事業者の格付けや画一化につながるものではない）	介護サービス事業者が現に行っている事柄（事実）を前提として開示すべき情報を標準化し、これについて第三者が客観的事実に基づき調査し、その結果を開示する（プロセスを通じて事業者自身に質の改善の気づきを与える） ・利用者選択に資する情報として、事業者が現に行っている事実を前提に必要な基本情報項目と調査情報項目などを標準化 ・その地域の全ての事業所に関する情報が開示されるとともに、基本情報項目と調査情報項目の全てが開示されるための制度的枠組みを検討	
	目的	概 念	手法及び具体的な制度例	
義 務	行政が、介護サービス事業者の指定基準等の遵守状況を確認する。	介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう指導する	・指導監査	

(注1) 本資料における「情報開示」の「開示」とは、公表、公開等を含めた一般的な表現として使用している。

(注2) 位置付けを明確にするため「一義的な受益者」を整理しているが、「第三者評価」についても利用者が、「情報開示の標準化」についても事業者が、それぞれ受益者となり得るものである。

## 資料2 「情報開示の標準化」の概念図



### 資料3 「情報開示の標準化」の実施に必要と考えられる事項について

